

□議員名：河野朋子

1 自治基本条例について

論点	平成 23 年度に制定されたが、条例の趣旨に沿って市政運営がなされているか、検証は行っているのか。
回答	第 15 条の総合計画の策定、第 19 条の行政評価の実施等が義務づけられていて、これらに基づいて実施計画の作成、事務事業の評価を行う中で検証を行っており、この条例を常に念頭においた上で業務に取り組んでいる。

論点	条例制定から 4 年近くたつが、市政運営に何か大きな変化があったのかといった検証についてはどうか。
回答	これをつくったことによってという検証は、具体的にはしていない。

論点	11 条に「市長は具体的な目標を掲げた政策公約を公表し、その達成状況を公表するものとします」とあるが、現在行われていないのはなぜか。
回答	この条例でいう政策公約の公表とは、総合計画になるわけで、具体的な指標を掲げ、毎年達成状況を確認、検証しながら行っている。それを全てホームページを通じて公表している。

論点	総合計画の指標を市長の政策公約と同じものとして、目標数値も同じだという解釈なのか。拡大解釈ではないか。
回答	第 2 次総合計画は、再来年の 9 月に議決となるので、再来年の 4 月の次期市長選挙では、新しい総合計画について、市長として従順に、精一杯それを実現すべく頑張るということになる。

論点	第 21 条「行政情報の提供や市民の意見を聞く場を設ける」とあり、対話の日や市政説明会をもっと積極的に開催すべきと思うが、どうか。
回答	市政説明会については、25 年度に給食センターと火葬場の件で各小学校区を回った。現在は、埴生地区の公共施設の再編について今

	月末に行う予定である。
--	-------------

論点	第35条「5年を超えない期間ごとに条例の見直しを検討しなければならない」とあるが、見直しについて今後どのような予定か。
回答	平成28年中には見直しの検討を終える必要があり、具体的な見直しについては、来年度、自治基本条例審議会を設置した上で審議してもらう予定である。

## 2 総合計画について

論点	今年度、第二次総合計画の策定に向けての予算化がされているが、総合計画の必要性について、庁内で改めて議論はされたのか。
回答	さまざまな課題を整理し、まちづくりの自主性を発揮し、長期的な見通しに立った計画的な市政運営を行うためには、10年程度を期間とする総合計画の策定は必須のものであると考えている。

論点	2011年の法改正で、総合計画の基本構想の義務づけが廃止された今、その必要性を考えるべきでは。第一次の問題点、改善点など、具体的な議論が庁内でなされたのか。
回答	現段階では、まだ庁内でのそういった協議はしていない。

論点	10年の計画を考えているとのことだが、本当に10年でいいのかという協議をしたのか。
回答	なぜ10年なのかという協議もしていない。本当にそれが適切なのか、適当なのかという結論にはまだ至っていない。

論点	第一次の策定時は、コンサルタントに委託したが、今回はどのように考えているか。
回答	必要に応じてコンサルの一定量の策定支援という形の業務委託もあるかなと考えている。

論点	このまちにかかわりがいいコンサルタントに任せるよりも、このまちのことをよく知っている職員、そして市民が力を合わせてつくる
----	--

	べきだと思うがどうか。
回答	コンサルタントへの丸投げについては、厚狭地区のコンパクトシティなど非常に苦々しく思うこともある。今の指摘は胸に刻んで、企画課その他の所も含めて指導する。